

平成 31 年 1 月

UBS GROUP AG 【A0179】
(UBS Group AG)
を保有されている投資家の皆様へ
ー資本の払戻しのお知らせー

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、UBS GROUP AG の資本の払戻しにつきまして、現地保管機関より通知がございましたのでご案内申し上げます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。
今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : 2019 年 5 月 6 日

2. 現地支払開始日 : 2019 年 5 月 8 日

3. 資本の払戻し単価 : 権利付 1 株あたり、0.70 スイスフラン相当の米ドル
 ※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。

4. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし
 国内 : 未定 (「みなし配当」として、源泉徴収対象となる場合があります。)

5. 主な実施要件 : 2019 年 5 月 2 日開催予定の株主総会における承認

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したものではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社